

能登半島における広域道路ネットワーク検討会 規約

(目的)

第1条 能登半島における広域道路ネットワーク検討会（以下「検討会」という）は、能登半島地震を教訓とした地域の復興計画等の実現に向け、ネットワークの階層に応じた道路のサービスレベルの確保とネットワークの機能強化等に関する検討を行い、広域道路ネットワーク基本方針（案）を策定することを目的とする。

(検討事項)

第2条 検討会は、第1条の目的を達成するため、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 能登半島の地形特性・地域特性及び交通課題等の把握に関すること
- (2) 能登半島における広域道路ネットワーク計画（案）策定に関すること
- (3) その他、前条の目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、別表1に掲げる者（以下「構成員」という）を以て組織し、会長は同表に掲げる者を以てこれに充てる。

- 2 会長は、検討会の会務を統括する。
- 3 会長が職務を遂行できない場合、予め会長が指名する者が職務を代行する。
- 4 会長は、必要に応じて、検討会の議を経て委員を変更することができる。

(委員会の運営)

第4条 検討会は、第2条に規定する事項を審議するため、必要に応じて、事務局が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて、構成員以外の者に対して検討会への出席を求めることができる。

(検討会の公開)

第5条 検討会は、公開とすることを原則とする。ただし、会長の判断により非公開とすることができる。

(検討会資料・議事要旨の公表)

第6条 検討会の資料は、特段の理由がある場合を除き、検討会終了後、公表するものとする。

- 2 検討会の議事要旨は、事務局が会長の確認を得たのち、公表するものとする。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、北陸地方整備局道路部道路計画課、石川県道路建設課、富山県道路課に置く。

(補 足)

第 8 条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。

(附則)

第 9 条 本規約は、令和 6 年 1 2 月 2 3 日から施行する。